

## 日本人の紛争行動 -問題処理行動を規定する要因-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2017-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村山, 眞維 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/18563">http://hdl.handle.net/10291/18563</a>

【論 説】

# 日本人の紛争行動

## —— 問題処理行動を規定する要因 ——

村 山 眞 維

### 目 次

はじめに

1. 何を検証するのか
  2. 権利主張についてのステレオタイプ
  3. 問題経験と問題処理行動の規定要因
    - (1) 問題経験
    - (2) 相手方との接触
    - (3) 第三者機関への相談
    - (4) 法律相談
    - (5) 弁護士委任
    - (6) 何が弁護士利用に影響しているのか—弁護士委任への細かいアクセス・ルート
  4. わが国における裁判所利用の特殊性
  5. 問題処理過程の制度化のあり方—規定要因の再検討
- おわりに

### はじめに

司法制度改革審議会がその意見書において、日本社会の隅々で法が機能する社会を実現するための司法制度改革を提唱してからすでに 15 年が経過した。司法制度改革審議会が提唱したのは、21 世紀においてあるべき日本社会の姿を描き、それを実現していくために何が必要かを指摘したものであった。そこで描かれた日本社会の姿は、何よりも行政による事前規制から司法による事後規制へと規制のあり方を転換することによって、国民の自由と権利が保障され、民主的な統治が実現さ

れていく姿であったと言えよう。そして、その姿を実現していくための改革の三つの柱として、国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）、司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）、および国民的基盤の確立（国民の司法参加）が示されたのである。<sup>(1)</sup>

このような司法制度改革審議会の意見書は、端的に言えば、仕組みを変えることによって人々の行動のあり方を変えることができる、という想定に基づいている。しかし、日本の法社会学界では第二次世界大戦後長い間、日本人はこと上げを嫌い、権利主張を好まず、紛争を避け、紛争になっても法によって解決することを好まないという、日本人に特徴的な行動傾向を持ち、それは日本の文化に根差しているがゆえに容易に変化するものではない、という主張がなされ、そうした主張の真偽が議論されてきた。本稿では、主に特定領域研究「民事紛争全国調査」のなかで2005年に実施された「紛争行動調査」の結果に基づきながら、<sup>(2)</sup> 法律問題を抱えた日本人の問題処理行動を規定する要因を検討し、法文化が法行動に影響を及ぼしていると言えるのかどうか、弁護士利用が限定されたものであり、訴訟利用が少ないのはなぜなのかを考察することにしたい。

## 1. 何を検証するのか

上に述べた日本人に特徴的な紛争回避・訴訟回避傾向を最初に指摘したのは川島武宜であることは良く知られている。川島は、戦後すぐの時期に、普遍主義的個人主義を体現した西欧近代法を日本社会の「生ける法」にすべきだと主張し、西欧近代法との対比において変革されるべき日本の前近代的な社会関係とそれを支える社会意識を批判的に描き出した。<sup>(3)</sup> しかし、ハーヴァード・ロースクールにおける

(1) 司法制度改革審議会「司法改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」、2001年6月12日、<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/>、2016年12月7日アクセス。

(2) 紛争行動調査については、参照、村山真維・松村良之（編）『紛争行動調査基本集計書』有斐閣学術センター（2006）。

(3) 川島武宜「遵法精神の精神的小よび社会的構造（一）・（二）（未完）」法学協会雑誌、64巻7号1-24頁（1946）、同巻9・10号1-29頁（1946）。この論文は後に修正加筆され「順法精神」として川島武宜『近代社会と法』（1959）に収録。

Law in Japan の会議における報告<sup>(4)</sup>以降、川島の論調は徐々に変化し、欧米との対比における日本の特徴として、前近代的な社会意識に基づく行動を描くようになった。<sup>(5)</sup>川島が日本人の法意識と呼んだものは、心理学における一般的態度であると同時に人類学という文化の型のような認識と思考の枠組みでもあったかもしれない。<sup>(6)</sup>

こうした川島の法意識の概念をより明確に彫琢したのが六本佳平の法観念と狭義の法意識の区別であった。法観念とは、法を認識・思考する枠組を意味する。狭義の法意識とは、法に対する態度（例えば、法が好きか嫌いか）、法についての知識（法律を正確に知っているかどうか）、および法についての意見（たとえば、特定の法律あるいは条文が正しいと考えるか間違っていると考えるか）の3つの要素からなる。法観念は容易に変化しないものであるのに対して、狭義の法意識は短時間で変化しうるものであるという。この分類から、狭義の法意識が心理学の広い意味での法に対する態度と同じような概念であると理解することができる。しかし、法観念が人類学という文化の型のようなものであるのかどうかについては必ずしも明確な説明はされていない。<sup>(7)</sup>

その後、広義の法意識はより広い法文化の概念のなかに取り込まれ、文化は法システムにとっての与件であると位置づけられることになった。法文化の概念を最初に定式化したのはローレンス・フリードマンであるが、その法文化概念は心理学の広い意味での態度を意味するものであった。<sup>(8)</sup>六本は、法文化はそれ以上の

(4) Takeyoshi Kawashima, "Dispute Resolution in Contemporary Japan", Arthur von Mehren ed., *Law in Japan: the legal order in a changing society* (1963), pp.41–72.

(5) この時期の最も良く読まれている著書は川島武宜『日本人の法意識』（1967）であろう。

(6) 川島の表現によれば、「法に関する〔中略〕意識（せまい意味での）だけではなく、むしろ法に関係する無意識的（意識下の）心理状態をも含むのである」（カギ括弧は引用者、丸括弧と強調は原著）としつつ、「或る法律上の制度（たとえば、言論の自由の保護）を知っているか知らないかだけでなく、それをどのような判断わく組み **frame of reference**（そのシステムは、イメージと呼んでよいであろう）に関連させて知っているのか、ということも問題になる」と述べている。川島（1967）7–8頁。

(7) 狭い意味での法意識は法意識Ⅰ、法観念は法意識Ⅱとも呼ばれている。六本佳平『法社会学』（1986）193–231頁。法意見は後に法感情と呼ばれている。六本佳平『日本の法と社会』（2004）23頁。

(8) Lawrence M. Friedman, *The Legal System: A Social Science Perspective* (1975), 193–194. フリードマンは一般国民の間の法文化を外的法文化 *external legal culture*、法専門職の間の法文化を内的法文化 *internal legal culture* として区別している。P.223.

もの、すなわち法現象の背後にある思考様式であり、日本人の「法意識」の中心的部分にあたるものであると指摘する。<sup>(9)</sup>ここでも法観念の要素が強調されている。

問題は、川島が認識の枠組と呼んだもの、六本が法観念あるいはフリードマンの法文化では捉えられていないと主張したものが何かである。それは、人類学のような文化の型のようなものではないかと思われる。しかし、川島も六本も認識や思考の枠組がどのように経験的にとらえることができるのかについては触れていない。経験的証拠の存否はともかく、そこに日本独自のものがある、という主張に近いと言えよう。<sup>(10)</sup>

本稿では、こうした議論は、経験的に検証することができないのであれば、イデオロギー的主張に近いと考える。むしろ、もしも法観念に内在する日本社会に固有の文化の型のようなものがあるとすれば、それは心理学における広い意味での態度（法態度、法知識、法意見）のなかにも表れるはずである。それゆえ、本稿においては、川島の法意識あるいは六本の法文化を日本国民の間で共有されている法についての一般的態度として理解することにした。<sup>(11)</sup>

「紛争行動調査」においては、問題経験と問題処理行動を説明するための独立変数群として、人口動態的・社会経済的要因、法や争いに対する一般的社会的態度（一般的態度と呼ぶ）、および問題とその処理に対する認識に関わる要因（状況的要因と呼ぶ）という3つの独立変数群を作成し、<sup>(12)</sup>その値を測定した。もしも川島

(9) 六本 (2004) 23 頁。

(10) 六本は「義理」規範を「社会規範についての日本の伝統的な観念の特徴を象徴的に表しているもの」と述べており、「日本における伝統的な秩序原理を象徴的に表している」としている。六本 (1986) 221 頁、および 225 頁。しかし、現代日本においても「義理」という言葉は用いられているが、義理が主要な社会規範であった時代と同じ意味で用いられているかどうかについての経験的検証は行われていない。川島は、「義理」規範がわが国の身分階層的な社会関係を反映している点において日本的であるが、それ以外の点では他の社会にもみられるものであるとする。川島武宜「義理」思想、327 号 (1951)、21-28 頁。義理は家父長制的な階層的な社会関係のなかで非公式の強制が作用しうる時代において用いられていた規範の概念であり、それを支えていた社会的条件は今では大きく変質しているからである。なお、「恩」も「義理」と並んで伝統的な日本の規範であるが、川島は、教説として教え込まれてきた恩は現実の存在形態とは異なっており、その内容も政治的経済的社会的条件の変化とともに変化するであろうと述べている。川島「『恩』の意識の実態」中央公論 66 巻 3 号 (1951)、119-129 頁。

(11) 川島の「法意識」についての同様の見解として、参照、村松良之「人々の契約意識」、太田勝造他 (編)『法社会学の新时代』(2009) 注 4)、283 頁。

(12) 3つの独立変数群については、村山・松村 (2006) 5-8 頁を参照。

の法意識あるいは六本の法文化が日本人の法行動を規定するものであるとすれば、それは法に対する一般的態度が問題処理行動と強く相関することを示すことになるであろう。

## 2. 権利主張についてのステレオタイプ

日本人がこと上げをすることを嫌う、あるいは紛争が起こることを嫌う、という行動傾向は、川島が指摘しているように、農村共同体における特有の社会的条件から生まれてきたものであった。相互扶助が生存に不可欠な共同体においては、共同体成員間の調和が何よりも重要であり、そのために白黒を明確にする争いの処理は回避され、訴訟を用いることも避けられることになる。白黒を明確にしないという争いの処理の仕方は、権利という形で共同体成員相互の間の利益の範囲を明確にすることも避けることになり、権利観念の未発達をもたらすことになる。こうした争いの処理の仕方は日本に固有のものではなく、前近代的な共同体に広くみられるものである。<sup>(13)</sup>したがって、こうした行動傾向は日本に固有のものではないだけでなく、社会的条件に基づくものであって、それを無視しては語れない。<sup>(14)</sup>しかし、川島が日米の死亡事故と訴訟率の比較をして以来、<sup>(15)</sup>米国は訴訟を多用する社会であるのに対して、日本は訴訟を避ける社会である、というステレオタイプが広く流布することになった。

---

(13) 法人類学の研究が裁判による紛争処理の代替として提示したものがこれにはかならない。参照、Conciliation, David S. Clark ed., *Encyclopedia of law & society: American and global perspectives* (2007).

(14) 社会的条件を離れて法意識の固有の影響力を重視する見方は、人々の観念がいったん形成されるとそれは社会的条件が変わっても持続し、行動に影響を与え続けるという見方である。川島は、法意識を取り上げる理由として、行動に最も近い要因であることを強調している。これは、当時の社会科学領域において影響力が強かったマルクス主義的な考え方に対するアンチテーゼとしての意味もあったと思われる。ただ、川島はより遠い要因の影響を否定してはいない。川島（1967）10-14頁。文化を法システムの与件とするのは、社会システム論の考え方である。六本（1986）189-190頁、六本（2004）19頁。文化が法システムの与件であるとしても、文化が均質で一枚岩のようなものとして社会成員の間に共有されているという想定がどこまで現実的なものであろうか。社会学の観点からは、一枚岩ではない文化のいかなる要素が、どのような社会的文脈のなかで行為者によって援用されるかが問われなければならないであろう。

(15) 川島（1967）132-136頁。

現代においても、日米の訴訟件数には大きな開きがあり、弁護士数も米国が日本よりもはるかに多いことは明らかである。<sup>(16)</sup>しかし、もしもその違いが、川島が指摘したように、こと上げを良しとせず、紛争を避ける行動傾向から生じているのであるとすれば、日米間の違いとしてそうした違いが出るはずである。しかし、日米の調査結果の比較によれば、<sup>(17)</sup>問題経験者全体の間で、問題の相手方に接触した日本人の割合は73%であるのに対して、相手方に請求をした米国人の割合は72%とほとんど違いがない。また相手方に接触した問題経験者のうち相手方がこちらの主張を拒否し紛争になった問題経験者の割合は40%であるのに対して、米国では45%と大きな違いはない。<sup>(18)</sup>こうした日米間の類似性は、主に交通事故からなる日本の事故と米国の不法行為という問題類型の間でも、また日本における雇用問題と米国における差別問題との間でも、さらには日本の家族問題と米国の離婚後の問題との間でも、それぞれ見られるのである。すなわち、日米両国において、事故・不法行為の場合には、相手方に接触あるいは請求する割合は大きく、こちらの主張は受け入れられ紛争になる割合は低い。これは日米両国において交通事故保険が購入されているため、保険金から賠償がなされることが普通であるからだと考えられる。<sup>(19)</sup>雇用問題と差別問題においては、相手方との接触あるいは請求がなされる割合は著しく低く、たとえ接触あるいは請求がなされても、主張が否定され紛争になる割合が著しく高い。また、家族問題と離婚後の問題においては、いずれも相手方に接触あるいは請求がされる割合が事故・不法行為の場合と同様に極めて高いが、事故・不法行為とは対照的に、主張が否定されて紛争になる割合が著しく

(16) 訴訟件数についてはさしあたり、参照、村山真維・濱野亮『法社会学』第2版（2013）107頁。弁護士数の相違については、同前、46頁。

(17) 米国のデータはCivil Litigation Research Projectから得られたものである。Civil Litigation Research Projectとその調査結果については、*Law & Society Review*, Vol.15 (1980-81), p.485 以下の論文を参照。

(18) 村山真維「問題経験と問題処理行動の国際比較—日米英のデータから—」小島武司先生古稀祝賀『民事司法の法理と政策』下巻（2008）1130頁、表1参照。1981年の米国の調査結果と2005年の日本の調査結果とは26年の時間差のある調査結果であり、これを比較することには疑問が出るかもしれない。しかし、筆者は比較することには意味があると考え。なぜなら、ここで問題になっているのは、容易に変化しないと主張されている観念的要素、法文化が行動に影響を及ぼすかどうかであるからである。

(19) 日本における紛争の割合は問題経験者の30.5%、米国の割合は20.1%で、日本の方が紛争の割合は高い。村山（2008）1131頁。

高い。(20)

このように、日米間の行動を比較すると、当事者がどのような行動をするかは、当事者が日本人か米国人かであるかよりも、いかなる類型の問題に直面しているかによって決まる可能性はるかに高いと言える。これは、問題類型によって、問題の金銭的・非金銭的重要性や、相手方との力関係、紛争になった場合の影響、等々、問題処理行動に及ぼす諸要因が典型的に異なっているからであると言えよう。

このことは、米国内における交通事故と仕事上の傷害事故についての、当事者の行動と認識の違いにも明瞭に表れている。すなわち、ランド・コーポレーションが1980年代末に行った調査によれば、自動車事故による負傷者の44%が賠償請求をしているのに対して、仕事上の負傷者はその7%が賠償請求をするにとどまっている。(21)そして、前者の75%が事故の原因は相手方にあると考えているのに対して、後者では43%がそう考えているにとどまり、41%が原因はむしろ自分自身にあると考えている。(22)米国民の間における負傷事故に対するこうした典型的な対応の違いは、訴訟を含む問題処理行動が、紛争回避の文化かどうかによって決まるようなものではなく、むしろ、問題がどのような性質のものであり、問題に直面している当事者がその具体的な状況のなかでいかなる立場に置かれているか、によって左右されるものであることを示している。

このような日米の調査結果は、米国人は訴訟好きであるのに対して日本人は訴訟嫌いであるといったステレオタイプの主張はもはや成り立たないことを示している。(23) 仮に法意識のような、あるいは法文化のような、主観的要因が問題経験

(20) 村山 (2008) 1132-1134 頁。

(21) Deborah R. Hensler et al., *Compensation for Accidental Injuries in the United States* (1991), p.121, Table 5.2.

(22) Hensler et al. (1991), p.157, Table 6.5.

(23) ヘイリーの論考は、川島の法意識論に対する反論として、日本の訴訟制度を中心とした制度の問題を指摘したものである。John O. Haley, *The Myth of the Reluctant Litigant*, *Journal of Japanese Studies*, Vol.4, No.2 (1979), pp.359-390 (加藤新太郎訳「裁判嫌いの神話(上・下)」判例時報902号(1978)14-22頁、907号(1979)13-20頁)・筆者は、本稿で後に述べるように、制度的要因を重視するが、ヘイリーの主張は裁判所を中心にした限定されたものであり、その視野は狭すぎると考えている。なお、川島や六本の主張する日本人の訴訟回避傾向を「訴訟嫌い」と捉えるのは半分しか当たっていない。川島および六本は、日本人の間の伝統的な規範観念と訴訟による紛争処理様式が適合しないことが訴訟回避の原因である、としているからである。



や問題処理行動に影響するとしても、それは問題類型によっても異なるかもしれない。また、行為主体の置かれた具体的な状況によっても異なるかもしれない。それゆえ、主観的観念や態度の行動に対する影響については、より詳細な検討が必要とされるであろう。

### 3. 問題経験と問題処理行動の規定要因

以下においては、問題経験から訴訟に至るまでの問題処理行動の各段階について、三つの独立変数群のいかなる変数が行動と有意に相関しているかを見ていく。ここで用いるデータは、紛争行動調査によって得られたものである。紛争行動調査は、2005年に20歳から70歳までの無作為に抽出された日本人男女25,014人を対象に行われた。<sup>(24)</sup>

#### (1) 問題経験

紛争行動調査においては、消費者問題、不動産問題、賃貸借問題、雇用上の問題、家族問題、事件・事故、近隣問題、金銭貸借問題、保険関連問題、公的保険・年金・税金問題、その他を列挙し、過去5年間にこのような日常生活上の法律問題を経験したかどうかを尋ねた。回答者のうち18.9%が何らかの問題を経験していた。もしも日本人が調和を尊重する意識を持っているならば、問題経験者の割合は欧米に比べて低くなるであろう。しかし、1990年代後半に同様の調査を行ったイングランド・ウェールズでは、回答者の27.5%が自分自身あるいはパートナーが「些細ではない問題」を経験したと回答している。日本では回答者の17.8%が同様の問題を経験したと回答した。<sup>(25)</sup> 日本の問題経験者にはパートナーは含まれて

(24) 紛争行動調査の実施手続と単純集計結果については、参照、村山・松村（2006）。問題経験と問題処理過程の概要については、参照、村山真維「問題経験と問題処理過程」、松村良之・村山真維（編）『法意識と紛争行動』現代日本の紛争処理と民事司法1（2010）93-117頁。

(25) 英国の最初のスクリーニング調査では、回答者の40%が問題経験ありと回答した。このなかで、問題が重要ではなかった、紛争がなかった、相手方が正しかった、のいずれかの理由で何もしなかった回答者をその後の調査から除き、回答者のなかで些細ではない問題を経験した27.5%の人々がさらに調査対象とされた。村山真維「わが国における弁護士利用パターンの特徴—法化社会における紛争処理と民事司法：国際比較を交えて—」

いない。英国の回答者のすべてにパートナーがいるわけでもないであろう。したがって、正確な比較はできないが、日本の方が問題経験が少ないといえるかどうかははなはだ疑問である。(26) 少なくとも、日本では人々が調和を重んじるために問題を経験する人が少ないとは言えないことは確かである。

表1：問題経験のロジスティック回帰分析（紛争行動調査、2005年）

	モデルⅠ	モデルⅡ
	オッズ比	オッズ比
<u>社会経済的変数群</u>		
個人年収（参照：400万円未満）	*	*
800万円以上	0.716 **	0.673 **
学歴（参照：中学校）	**	**
高等学校	1.392 **	1.254 *
短期大学・大学・大学院	1.637 **	1.477 **
職業（参照：経営者・役員）	**	**
常勤一般従業員	0.857	0.687 *
家族従事者・主婦・主夫	0.716 *	0.609 **
学生・無職	0.754	0.681 *
同じ地域における居住年数（参照：10年未満）	**	**
20年以上30年未満	0.803 **	0.802 **
30年以上40年未満	0.733 **	0.767 **
40年以上	0.524 **	0.522 **
相談できる法専門職がいるか（参照：どちらもいない）	**	*
紹介してもらおう当てはある	1.347 **	1.271 **

法社会学 70号（2009）23-24頁。

(26) オーストラリアで行われた同様の調査では問題経験者の割合が69%、オランダの調査では67%という異様に見えるほどの高い割合が得られている。各国の同様な調査における問題経験者の割合について、参照、Pascoe Pleasence, *Causes of Action: Civil Law and Social Justice*, 2nd ed. (2006), Chapter 2. こうした割合が何を測定しているのかについては、慎重な検討が必要であろう。英国に比べ、日本の回答者はより重大な問題のみを報告する傾向が見られたからである。単に問題経験があるという回答者の割合を見て、問題経験の多寡を論じることは誤った比較を行うことになる可能性が高いと思われる。

相談できる人がいる	1.244 **	1.201 *
相談できる保険会社 社員がいるか (参照：どちらもいない)	**	**
相談できる人がいる	1.306 **	1.267 **
相談できる民生委員がいる (参照：どちらもいない)	*	*
紹介してもらおう当てはある	0.826 *	0.796 *
相談できる人がいる	0.866 *	0.853 *
法律を勉強したことがある (参照：ない)	1.406 **	1.359 **
弁護士を利用したことがある (参照：ない)	2.426 **	2.394 **
裁判所を利用したことがある (参照：ない)	1.639 **	1.708 **

一般的社会的態度

消費者契約法への関心		1.054 *
契約を結ぶことは何かのときに役に立つ		0.901 **
人々は社会の秩序を維持するために法律を守っている		0.94 *
裁判になったら裁判官にまかせておけばよい		0.882 **
裁判をおこすにはよほどの決心が必要だ		1.206 **
交通事故の治療費を受け取るため弁護士に交渉をまかせる		0.944 *
定数	0.144 **	0.215 **

モデル I: N=10,425, Hosmer & Lemeshow p=.378, Nagelkerke R<sup>2</sup>=.070

モデル II: N=7,833, Hosmer & Lemeshow p=.880, Nagelkerke R<sup>2</sup>=.084

(注) 表には、5%未満で有意な独立変数のみを表示している。以下の表においても同様である。

それでは、日本国民が法律問題を経験するかどうかによつてどのような変数が相関しているであろうか。人口動態的要因と社会経済的要因に関わる変数、および法と紛争に対する一般的態度に関わる変数を独立変数として、ロジスティック回帰分析を二つのモデルについて行った(表1)。モデルIは一般的態度に関わる変数を含めずに、またモデルIIはそれらの変数を含めて回帰分析を行った。その結果は、いずれのモデルにおいても、人口動態の変数(性別、年齢)は問題経験の有無と相関していない。社会経済的変数のなかでは、個人年収が高いほど、また、同一地域の居住年数が多いほど、問題を経験する蓋然性が小さくなる。反対に、教育程度が高いほど、また、法律家とのコネクションや過去の法接触経験があると、問題を経験する

蓋然性が大きくなる。これは、教育程度が高いほど、また法律や法制度に過去に接触したことがあるほど、実際に法律問題に直面する可能性が高くなるというよりも、そうした人々は問題を法律に関連付けて認識する可能性が高くなるということを示しているのかもしれない。

また、モデルⅡでは、一般的態度を測定するための18の変数のうち、6つの変数と問題経験との間に有意な相関があった。ただし、一般的態度に関わる変数と問題経験との相関については、調査から得られるデータがクロスセクショナルなものであるため、一般的態度と問題経験のどちらが独立変数でどちらが従属変数であるかは一概に言えないことに注意しなければならない。<sup>(27)</sup>

しかし、問題経験に対して上のような社会経済的変数および一般的態度に関わる変数が有意に相関しているとはいえ、その相関の大きさは極めて限定されている。モデルⅠの疑似 $R^2$ の値は0.070にすぎず、一般的態度を投入したモデルⅡにおいても疑似 $R^2$ の値は0.084であり、わずか0.014増加したにすぎない。問題経験の有無に対する一般的態度の影響は極めて小さいと言わなければならない。双方のモデルとも、そこに含まれた変数が問題経験の有無を予測する力は極めて弱く、人々が問題を体験するかどうかは、これらの変数以外によって影響されているところが極めて大きい。

## (2) 相手方との接触

日本人の間で、問題を体験した場合、相手方と接触する割合は一般に低くなく、米国においてと同様に問題類型によって異なることはすでに見た。それでは相手方と接触するかどうかに対していかなる変数が有意に相関しているであろうか。相手方との接触の有無については、人口動態的・社会経済的変数群、一般的態度に関わる変数群、および状況的変数群のすべてを独立変数として投入したモデルⅠ、状況的変数群を除いたモデルⅡ、および一般的態度に関わる変数群を除いたモデルⅢについて、ロジスティック回帰分析を行った（表2）。

---

(27) 特定の社会的態度を持つことが特定の行為を行う原因となったのか、特定の行為を行ったことが特定の社会的態度を持つ原因となったのか、明確に区別ができない、ということである。

表 2：相手方との接触のロジスティック回帰分析（紛争行動調査、2005 年）

	モデルⅠ	モデルⅡ	モデルⅢ
	p オッズ比	p オッズ比	p オッズ比
<u>社会経済的変数</u>			
相談できる法専門職がいるか（参照：どちらもいない）	.372	<b>.030</b>	.651
紹介してもらう当てはある	.259 1.508	<b>.009 1.985</b>	.358 1.285
相談できる人がいる	.637 .857	.230 1.341	.719 1.099
<u>一般的社会的態度</u>			
法知識“成人の子の借金は親にも返す義務がある”	<b>.046 1.202</b>	.245 1.083	
消費者契約法への関心	<b>.041 1.245</b>	<b>.024 1.195</b>	
“契約内容は具体的にきっちり”→“契約内容は融通がきくようにしておく”	.097 .840	<b>.020 .837</b>	
“人々は社会の秩序を維持するために法律を守っている”	<b>.029 1.340</b>	<b>.032 1.226</b>	
“法律を破ったのがばれなければ守らなくともよい”	<b>.036 1.187</b>	<b>.020 1.152</b>	
“権利を主張してまわりの人とギスギスするべきではない”	<b>.022 .768</b>	.656 .965	
<u>問題類型</u>			
（参照：消費者問題）	<b>.000</b>	<b>.000</b>	<b>.000</b>
土地家屋の購入・新築・家屋リフォーム	.151 3.222	<b>.008 4.341</b>	<b>.033 5.237</b>
雇用上の問題	<b>.001 .268</b>	<b>.000 .254</b>	<b>.001 .353</b>
家族・親族の問題	<b>.039 3.940</b>	<b>.004 3.322</b>	.420 1.486
事件・事故	<b>.023 2.626</b>	<b>.000 4.864</b>	.087 1.817
金銭貸借問題	.280 1.766	<b>.021 2.474</b>	.736 1.154
問題の主な相手方は組織（参照：個人）	.155 1.569	<b>.039 1.636</b>	.396 1.248
<u>状況的変数</u>			
自分自身にとってどのくらい重大な問題か	<b>.002 1.682</b>		<b>.000 1.662</b>
社会の他の人々にとってどのくらい重大な問題か	<b>.007 .705</b>		<b>.007 .760</b>
問題解決のため誰に要望を伝えればよいかははっきりしていたか	<b>.000 1.683</b>		<b>.000 1.717</b>
問題解決のため要望を伝えれば望む結果は得られると思ったか	<b>.000 1.628</b>		<b>.000 1.837</b>
問題解決にかかるお金が気になったか	<b>.041 1.247</b>		<b>.004 1.285</b>
問題決着までどのくらい時間がかかるか気になったか	.210 1.180		<b>.025 1.268</b>
問題が生じたこと自体についての周囲の目が気になったか	<b>.004 1.679</b>		<b>.011 1.441</b>
定数	.010 .012	.034 .095	.000 .037

Model I: n=1,025, Nagelkerke  $R^2=0.384$ , Hosmer & Lemeshow, p=0.831

Model II: n=1,301, Nagelkerke  $R^2=0.244$ , Hosmer & Lemeshow p=0.169

Model III: n=1,389, Nagelkerke  $R^2=0.331$ , Hosmer & Lemeshow p=0.289

すべてのモデルにおいて、性別と年齢は有意な変数ではなかった。また、すべてのモデルにおいて有意であった変数は、問題類型のみであった。すなわち、消費者問題に比べ（消費者問題が参照カテゴリー）、雇用上の問題で相手方に接触する可能性は4分の1しかないのに対して、家族の問題では約4倍、事件・事故では2.6倍であった。年収、教育程度、職業、法との過去の接触経験など、いかなる社会経済的変数も有意に相関してはいない。相手方と接触するかどうか有意に相関していたのは、問題類型以外には、一般的態度に関わる変数と状況の変数だけであった。

一般的態度に関わる変数のなかでは、18変数のうち5つの変数が、すなわち、子供の行為に対する親の法的責任について正しい知識を持っていることが持っていないことよりも（オッズ比は1.202、以下同じ）、消費者契約法について聞いたことがあることがないよりも（1.245）、人々は社会の秩序を維持するために法を守っているということに賛成することがしないことよりも（1.340）、また、法律を破ったのがばれなければ守らなくてもよいということに賛成することがしないことよりも（1.187）、<sup>(28)</sup>それぞれ相手方と接触することに有意に相関している。他方で、権利を主張して周りの人とギスギスするべきではないということに賛成することがしないことよりも相手方と接触しないことと有意に相関している（0.768）。この最後の態度変数は、周囲との協調を重視し権利主張を抑制する態度とみることができる。<sup>(29)</sup>

これに対して、14の状況変数のなかで6つの変数が、相手方と接触するかどうか有意に相関をしている。すなわち、問題が自分自身にとって重大であったほど（1.682）、問題解決のために誰に要望を伝えればよいかはっきりしていたほど（1.683）、こちらの要望を伝えれば望む結果が得られると思ったほど（1.628）、問題解決にかかるお金が気になったほど（1.247）、その問題が生じたこと自体につい

(28) これは、川島が日本人の法に対する前近代的態度としたものである。しかし、否定的回答が圧倒的である。「まったくそう思わない」23%、「そう思わない」55%、「どちらかといえばそう思わない」14%、「どちらかといえばそう思う」5%、「そう思う」2%、「強くそう思う」0%。村山・松村（2006）205頁。また、オッズ比も1.187と高くはない。

(29) 賛成する回答者の割合も高い。「まったくそう思わない」1%、「そう思わない」8%、「どちらかといえばそう思わない」11%、「どちらかといえばそう思う」36%、「そう思う」38%、「強くそう思う」6%。村山・松村（2006）206頁。オッズ比は0.768である。しかし、これが日本人に特有の態度かどうかは、比較のためのデータがないため、不明である。

て周囲の目が気になったほど (1.679)、そうでないよりも相手方と接触することに正の相関をしている。また、問題が自分自身ではなく社会の他の人々にとって重大だと感じたほど、相手方と接触しないという負の相関がみられる (0.705)。一般的な態度変数よりも状況の変数の方がオッズ比は高い傾向がみられる。これらの相関のなかで、問題解決にかかるお金が気になったほど、また問題発生について周囲の目が気になったほど、相手方と接触しているというのは、相関の方向がおそらく逆であり、相手方と接触することにしたとき、あるいは接触したあと、金銭的費用や問題発生についての周りの目が気になり始めた、という可能性が否定できない。

モデルⅡは状況的変数を独立変数に入れないもので、モデルⅡのロジスティック回帰分析は、疑似  $R^2$  がどのくらい減少するかを見るために行われた。一般的態度変数を含まないモデルⅢも、それによって疑似  $R^2$  がどのくらい減少するかを見るために行われた。モデルⅠの疑似  $R^2$  は 0.384、モデルⅡの疑似  $R^2$  は 0.244、モデルⅢの疑似  $R^2$  は 0.331 であった。状況的変数が含まれないときの疑似  $R^2$  の減少は 0.140 であるのに対して、一般的態度変数が含まれないときの疑似  $R^2$  の減少は 0.053 であった。あきらかに、一般的態度変数が相手方と接触するかどうかを予測する力は、状況的変数よりも弱い。

### (3) 第三者機関への相談

日本では、問題経験者の 5 割近く、49% が家族・友人など以外の第三者機関に相談をしている。同様の調査をしている英国のデータによれば、問題経験者の 60% が第三者機関に相談をしており、その割合は日本よりも高い。日本では様々な非公式の情報提供・紛争処理機関が存在するために訴訟が少ないという見方があるが、日本と英国のデータはこうした見方を支持してはいない。わが国における第三者機関への相談の割合は、交通事故における保険会社への相談が大きな割合を占めており、それを除くと第三者機関への相談の割合はさらに低くなる。<sup>(30)</sup>

(30) わが国では事件・事故の経験者の 80% が第三者機関に相談しており、英国の 69% よりも高い。しかし、保険会社への相談を除くと、わが国の割合は 40% へと半減する。村山 (2008) 1141-1142 頁。米英と比べ、日本では事故後の問題処理において保険会社の役割が極めて大きい。

表3：相談機関への相談のロジスティック回帰分析（紛争行動調査、2005年）

	モデルⅠ		モデルⅡ		モデルⅢ	
	p	オッズ比	p	オッズ比	p	オッズ比
<u>人口動態変数</u>						
年齢（参照：20歳代）	.086		<b>.017</b>		.096	
50歳代	.024	.476	<b>.019</b>	<b>.520</b>	.011	.504
60歳代・70歳	.008	.387	<b>.002</b>	<b>.395</b>	.021	.513
<u>社会経済的変数</u>						
弁護士を利用したことがある（参照：ない）	<b>.001</b>	<b>2.396</b>	<b>.000</b>	<b>2.580</b>	<b>.001</b>	<b>2.065</b>
<u>問題類型</u>						
（参照：消費者問題）	<b>.000</b>		<b>.000</b>		<b>.000</b>	
家族・親族の問題	<b>.049</b>	<b>2.436</b>	<b>.010</b>	<b>2.496</b>	<b>.013</b>	<b>2.480</b>
事件・事故	<b>.000</b>	<b>12.520</b>	<b>.000</b>	<b>14.332</b>	<b>.000</b>	<b>11.30</b>
近隣問題	<b>.004</b>	<b>2.785</b>	<b>.010</b>	<b>2.054</b>	<b>.000</b>	<b>2.804</b>
民間保険の問題	<b>.002</b>	<b>3.935</b>	<b>.002</b>	<b>3.267</b>	<b>.002</b>	<b>3.422</b>
問題の主な相手方は組織（参照：個人）	<b>.002</b>	<b>.479</b>	<b>.001</b>	<b>.505</b>	<b>.000</b>	<b>.466</b>
紛争（参照：なし）	<b>.000</b>		<b>.000</b>		<b>.005</b>	
あり	<b>.002</b>	<b>1.900</b>	<b>.000</b>	<b>2.275</b>	<b>.006</b>	<b>1.602</b>
わからない	.439	.793	.191	.753	.862	.958
<u>状況的変数</u>						
問題が法律に関わるかどうかをどの程度意識したか	<b>.000</b>	<b>1.524</b>			<b>.000</b>	<b>1.431</b>
問題解決のため誰に要望を伝えればよいかはっきりしていたか	<b>.021</b>	<b>1.354</b>			<b>.022</b>	<b>1.289</b>
問題解決のため要望を伝えれば望む結果は得られると思ったか	.144	1.145			<b>.008</b>	<b>1.216</b>
問題解決にかかるお金が気になったか	.051	1.184			<b>.002</b>	<b>1.252</b>
問題決着までにどのくらい時間がかかるか気になったか	<b>.020</b>	<b>1.288</b>			.064	1.181
定数	<b>.001</b>	<b>.011</b>	<b>.040</b>	<b>.123</b>	<b>.000</b>	<b>.014</b>

Model I: n=1,057, Nagelkerke  $R^2=0.447$ , Hosmer & Lemeshow  $p=0.445$

Model I: n=1,349, Nagelkerke  $R^2=0.389$ , Hosmer & Lemeshow  $p=0.389$

Model I: n=1,424, Nagelkerke  $R^2=0.425$ , Hosmer & Lemeshow  $p=0.268$

それでは、第三者機関に相談するかどうかにはいかなる変数が有意に相関しているであろうか。まず、表3のすべての独立変数群を含むモデルⅠのロジスティック回帰分析の結果を見てみよう。ここでも問題類型が極めて強い相関を示す変数として現れてくる。消費者問題を参照カテゴリーとし、家族の問題（2.436）、事件・事



故 (12.520)、近隣問題 (2.785)、および民間保険 (3.935) は、第三者機関への相談と有意に相関している。ただし、問題の相手方が組織であると、個人の場合と比べ、第三者機関へは相談しないという負の相関になる (0.479)。

社会経済的要因のなかでは、過去の弁護士利用経験は第三者機関への相談と正の相関を示している (2.396)。他に第三者機関への相談の有無と有意に相関している社会経済的変数は存在しない。

当然のことながら、紛争がない場合よりもある場合が第三者機関への相談と正の相関をしている (1.900)。

第三者機関への相談で特徴的であるのは、一般的態度要因にかかわるどの変数も、有意に相関していないということである。これに対して、状況的変数は3つが、すなわち、問題が法律にかかわることを意識するほど (1.524)、解決するために誰に要望を伝えればよいかははっきりしているほど (1.354)、また、問題に決着がつくまでにどのくらいの時間がかかるのか気になるほど (1.288)、第三者機関に相談するという有意な相関がみられた。ただし、これらの変数が第三者機関への相談に対して、独立変数なのか従属変数なのかは明確には言えない。

問題処理過程のこの段階についての、状況的変数を除いたモデルⅡと一般的態度変数を除いたモデルⅢについてロジスティック回帰分析を行った。疑似  $R^2$  は、モデルⅠが 0.447、モデルⅡが 0.389、モデルⅢが 0.425 であった。第三者機関への相談の有無に対する状況的変数の予測効果は 0.058、一般的態度変数の予測効果は 0.022 であり、状況的変数の方が明らかに大きい。

#### (4) 法律相談<sup>(31)</sup>

日本において問題経験者が相手方と接触する割合、およびその結果相手方からこちらの要求を拒否されて紛争になる割合は、米国における対応する割合と大きな違いはなかった。また、前項で見たように、第三者機関への相談は、英国において日本よりもなされているが、その違いは極めて大きいとは言えない。しかし、弁護士への相談は日本と英国の間で大きな違いが見られる。わが国では問題経験者の 12% が弁護士等に相談しているのに対して、英国では 24% が弁護士に相談してい

---

(31) 法律相談には裁判所窓口での相談も含む。

る。(32)ただし、この違いを日本人の「ことあげしない」行動傾向や「調和」を好む意識によって説明できないことは、これまで見てきたところからすでに明らかであろう。

表4：法律相談のロジスティック回帰分析（紛争行動調査、2005年）

	モデルⅠ		モデルⅡ		モデルⅢ	
	p	オッズ比	p	オッズ比	p	オッズ比
<u>社会経済的変数</u>						
同じ地域における居住年数（参照：10年未満）	<b>.031</b>		.119		.066	
<b>30年超え</b>	<b>.020</b>	<b>2.436</b>	.056	1.837	.025	2.028
相談できる法専門職がいるか（参照：どちらもいない）	.055		<b>.003</b>		<b>.004</b>	
紹介してもらおう当てはある	.068	2.092	<b>.033</b>	<b>2.066</b>	.157	1.611
相談できる人がいる	.032	2.360	<b>.001</b>	<b>2.807</b>	<b>.001</b>	<b>2.856</b>
弁護士を利用したことがある（参照：ない）	<b>.000</b>	<b>5.023</b>	<b>.000</b>	<b>4.764</b>	<b>.000</b>	<b>4.203</b>
<u>問題類型</u>						
（参照：消費者問題）	<b>.000</b>		<b>.000</b>		<b>.000</b>	
土地家屋の購入・新築・家屋リフォーム	<b>.042</b>	<b>4.245</b>	<b>.014</b>	<b>4.260</b>	.096	2.728
<b>家族・親族の問題</b>	<b>.000</b>	<b>28.079</b>	<b>.000</b>	<b>13.728</b>	<b>.000</b>	<b>18.065</b>
事件・事故	.928	.947	.811	1.135	.834	<b>.893</b>
<b>近隣問題</b>	<b>.005</b>	<b>5.544</b>	<b>.037</b>	<b>2.914</b>	<b>.005</b>	<b>4.474</b>
<b>金銭貸借問題</b>	<b>.012</b>	<b>5.682</b>	<b>.006</b>	<b>4.867</b>	<b>.006</b>	<b>4.824</b>
紛争（参照：なし）	<b>.000</b>		<b>.000</b>		<b>.000</b>	
<b>あり</b>	<b>.001</b>	<b>3.482</b>	<b>.000</b>	<b>5.804</b>	<b>.000</b>	<b>2.818</b>
<u>状況的変数</u>						
問題が法律に関わるかどうかをどの程度意識したか	<b>.012</b>	<b>1.547</b>			<b>.000</b>	<b>1.777</b>

(32) 村山 (2008) 1139–1140 頁。英国と米国の調査には弁護士利用についてのデータのとり方に違いが見られる。英国ではソリシターに会って法的助言を得ることが弁護士利用の出発点になっているため、そのデータが取られており、その後に弁護士に委任したかどうかについてのデータは取られていない。これは法律扶助が弁護士から助言を得ることから始まることと強く関連していると思われる。これに対して、米国においては、公益事務所を除き、潜在的依頼者は直接法律事務所に行き、委任の可能性を前提に弁護士と話をするということである。そして、弁護士が、受任する事件ではないと判断するときには、その事情を来訪者に説明し、料金を取ることはないのが普通であるという。法律相談というものが、法律事務所の職務として代理受任から独立して存在してはいないと思われる。以上の米国における弁護士実務の一般的状況は、ハーバード・クリツァー（ミネソタ大学）からの教示による。

問題解決のため要望を伝えれば望む結果は得られると思ったか	<b>.037 1.369</b>		.057 1.248
問題解決にかかるお金が気になったか	<b>.001 1.604</b>		<b>.008 1.375</b>
問題解決のうえで相手方との関係への影響を考えたか	<b>.030 .706</b>		<b>.016 .742</b>
定数	<b>.000 .000</b>	<b>.000 .001</b>	<b>.000 .000</b>

Model I: n=1,057, Nagelkerke  $R^2=0.523$ , Hosmer & Lemeshow  $p=0.724$

Model I: n=1,349, Nagelkerke  $R^2=0.439$ , Hosmer & Lemeshow  $p=0.538$

Model I: n=1,424, Nagelkerke  $R^2=0.497$ , Hosmer & Lemeshow  $p=0.551$

それでは、弁護士事務所や自治体・弁護士会などの法律相談に行って、自分の問題について相談するかどうか、いかなる変数が有意に相関しているであろうか(表4)。まず、すべての独立変数群を投入したモデルIのロジスティック回帰分析結果によれば、いかなる人口動態的変数も、また、いかなる一般的態度要因にかかわる変数も、法律相談と有意に相関してはいない。

他方、ここでも問題類型が法律相談と強く相関した変数として表れている。消費者問題を参照カテゴリーとし、不動産の問題(4.245)、家族の問題(28.079)、近隣問題(5.544)、金銭貸借問題(5.682)がいずれも法律相談と正の相関を示している。また、当然のことながら、紛争がある場合には無い場合に比べ、オッズ比は3.482と3倍以上となる。

社会経済的要因の中では、過去に弁護士を利用したことがしなかったことよりも法律相談へ行くことと強く相関している(5.023)。また、同じ地域に30年を超えて住んでいることが、15年以下住んでいることに比べ、オッズ比は2.436と法律相談と正の相関をしている。これは、同じ地域に長期間住むことによって弁護士との何らかの繋がりが形成される可能性を示唆している。

一般的態度に関わる変数で有意に相関しているものが皆無であるのに対して、状況的変数は4つが有意に相関しており、問題が法律に関わることを意識するほど(1.547)、請求すれば望ましい結果が得られると考えるほど(1.369)、問題解決のためにお金がかかることが気になるほど(1.604)法律相談に行くという正の相関と、相手方との関係への影響を考慮するほど(0.706)法律相談に行かないという負の相関が見られる。

すべての変数を投入したモデルIの疑似 $R^2$ は0.523であるのに対して、状況的

変数を除いたモデルⅡの疑似  $R^2$  は 0.439、一般的社会的態度変数を除いたモデルⅢの疑似  $R^2$  は 0.497 である。モデルⅠとモデルⅡの  $R^2$  の差は 0.084 であるのに対して、モデルⅠとモデルⅢの  $R^2$  の差は 0.026 であり、法律相談に行くかどうかの予測効果は明らかに状況的変数の方が一般的社会的態度変数よりも大きい。

## (5) 弁護士委任

日本において問題を抱えている人が弁護士に問題の処理を依頼する割合は、米国や英国に比べ小さい。わが国では弁護士に委任した人の割合は、委任したかどうかを回答した人々の 6%にとどまるのに対して、米国では 10%、英国ではおそらく 20%を少し下回る程度であると考えられる。<sup>(33)</sup>

それでは弁護士に問題の処理を依頼するかどうか、いかなる変数が有意に相関しているであろうか（表 5）。ここでも問題類型は有意に相関している。消費者問題を参照カテゴリーとして、家族の問題（68.687）、事件・事故（8.143）、金銭貸借（22.803）は弁護士委任と強い正の相関を示している。

性別や年齢など人口動態的要因は相関していない。社会経済的要因の中では、法専門職を知らないことに比べ、相談相手になる法専門職を知っていることは 7.299 倍、弁護士委任を増加させる。弁護士、裁判官、検察官、法律学教授を知っていることは弁護士委任の可能性を高めるのである。この変数は、法律相談をするかどうかについては有意に相関をしていなかったことに留意しておきたい。他方で、法律相談の場合と同様に、過去に弁護士を利用した経験のあることが、そうした経験がないことよりも、弁護士委任を 22.346 倍増加させている。

一般的社会的態度変数の中では、ただ一つ、「欠陥商品を買ったら消費者の権利を主張する」ことに賛成であるほど、弁護士委任をしない（0.429）という有意な負の相関が見られる。<sup>(34)</sup> 他方、状況的変数の中では、問題が法律に関連していることを意識するほど（2.235）、問題解決にかかるお金が気になるほど（1.598）弁護士

(33) 日本の割合は、何ら前提のない、弁護士を代理人として利用した人の割合である。米国の割合は、相手方への請求とその後の紛争の発生を前提とした割合である。英国の割合は何ら前提のない、裁判手続を利用した人の割合からの推定である。

(34) この変数が測定しているのは、権利主張をどの程度するかという態度・行動傾向ではなく、他人に頼むのではなく「自分で」積極的に請求をするかどうかを測定していると考えられる。

に委任するという正の有意な相関が見られると同時に、相手方との関係に対する影響を考慮するほど (0.490) 弁護士に委任しないという負の有意な相関が見られる。

表 5：弁護士委任のロジスティック回帰分析（紛争行動調査、2005 年）

	モデル I		モデル II		モデル III	
	p	オッズ比	p	オッズ比	p	オッズ比
<u>社会経済的変数</u>						
相談できる法専門職がいるか（参照：どちらもいない）	<b>.001</b>		<b>.001</b>		<b>.000</b>	
紹介してもらう当てはある	.080	2.846	<b>.039</b>	<b>2.530</b>	<b>.008</b>	<b>2.926</b>
相談できる人がいる	<b>.000</b>	<b>7.299</b>	<b>.000</b>	<b>4.614</b>	<b>.000</b>	<b>5.209</b>
弁護士を利用したことがある（参照：ない）	<b>.000</b>	<b>22.346</b>	<b>.000</b>	<b>11.493</b>	<b>.000</b>	<b>9.778</b>
<u>一般的社会的態度</u>						
“不良品だと思ったら消費者の権利を主張する”	<b>.000</b>	<b>.429</b>	.087	.746		
<u>問題類型</u>						
（参照：消費者問題）	<b>.007</b>		<b>.001</b>		<b>.000</b>	
家族・親族の問題	<b>.000</b>	<b>68.687</b>	<b>.001</b>	<b>12.253</b>	<b>.000</b>	<b>27.621</b>
事件・事故	<b>.041</b>	<b>8.143</b>	.167	2.668	.203	2.435
金銭貸借問題	<b>.007</b>	<b>22.803</b>	<b>.019</b>	<b>6.264</b>	<b>.000</b>	<b>15.326</b>
<u>状況的変数</u>						
問題が法律に関わるかどうかの程度意識	<b>.006</b>	<b>2.235</b>			<b>.003</b>	<b>1.789</b>
問題解決にかかるお金が気になったか	<b>.038</b>	<b>1.598</b>			.051	1.361
問題解決のうえで相手方との関係への影響を考えたか	<b>.004</b>	<b>.490</b>			<b>.000</b>	<b>.559</b>
定数	.035	.000	.287	.105	.000	.000

Model I: n=848, Nagelkerke R<sup>2</sup>=0.600, Hosmer & Lemeshow p=0.944

Model II: n=1,011, Nagelkerke R<sup>2</sup>=0.482, Hosmer & Lemeshow p=0.275

Model III: n=1,154, Nagelkerke R<sup>2</sup>=0.497, Hosmer & Lemeshow p=0.427

弁護士委任についても、一般的社会的態度変数と状況的変数のアグリゲイトな効果は、後者の方が大きい。すべての変数を投入したモデル I の疑似 R<sup>2</sup> は 0.600 であるのに対して、状況的変数を除いた R<sup>2</sup> は 0.482、一般的社会的態度変数を除いた R<sup>2</sup> は 0.497 である。状況的変数の効果は 0.118、一般的社会的態度変数の効果は 0.103 であり、著しい差ではないが、前者が大きい。

## (6) 何が弁護士利用に影響しているのか—弁護士委任への細かいアクセス・ルート

まず確認しておくべきことは、一般的社会的態度は弁護士相談にも、弁護士委任にも、大きく影響しているようには見えない、ということである。それよりもはるかに重要な要因は、直面している問題がどのような類型のものかであり（問題類型）、またその問題あるいは解決についてどのような認識・懸念を持っているかである（状況的要因）。社会経済的要因の中では、過去に弁護士を利用した経験があることが、弁護士への相談と弁護士への委任の双方に有意に相関している。また、相談できる法専門職を知っていることが弁護士委任と強く相関している。他方、年収や職業、学歴は有意に相関してはいない。このことは、弁護士についての単なる一般的知識は弁護士利用を促さず、むしろ、実際に弁護士を利用した経験があること、および特定の弁護士を知っていることが、弁護士利用を促進することを示している。これは、わが国の弁護士利用が個人的な紹介を通してなされてきたという長年の慣行を、<sup>(35)</sup> 潜在的な依頼者の側から見たものであると言える。

特定の弁護士を知っている場合に弁護士利用がなされやすい潜在的利用者の側の理由は、<sup>(36)</sup> 弁護士に対する距離感と信頼できる人であるかどうかの不安であり、そうした不安と不可分の弁護士報酬の額への不安である。2007年に全国の弁護士会の法律相談センターに法律相談のために来訪した人々への質問票調査によれば、<sup>(37)</sup> 法律相談センターへの来訪者の40%が法律相談に行くことのために不安を感じており、その最大の理由は弁護士報酬が不明あるいは多額であることであった

---

(35) 東京という大都会においても、ほとんどの弁護士が、初めての依頼者は個人的紹介を通して得ていた。まったく紹介のない、いわゆる「とびこみ」は、2000年の全国調査によれば、初回民事依頼者の2.8%であった。日本弁護士連合会『弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2000年』自由と正義、53巻13号（2002）77頁。2010年の調査では18.2%と大きく増加した。日本弁護士連合会『弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2010年』自由と正義、62巻6号（2011）101頁。これは、法律事務所のなかで、テレビ・ラジオや電車内広告、インターネット上のホームページにより積極的に広告を行う事務所が出現してきたことによると思われる。どのように広告を行うかは、弁護士の職業的アイデンティティとも関連する事柄であり、今後の変化に注目すべきであろう。

(36) この点についての、弁護士側の理由も含めたより詳細な検討については、参照、村山（2009年）37頁。

(37) 村山真維、守屋明、石田京子、前田智彦、二木恒夫、小野理恵『わが国における法律相談利用の実態』法律論叢83巻1号（2010）411-458頁。

(費用がわからない 60.5 %、相談料が高額 26.1 %)。また、弁護士をしている人がどのような人であるのかわからないという懸念も強い(近づきにくい 41.1 %、話がむずかしそう 23.4 %)。法律相談センターに来る人々は相談したい特定の弁護士を知らない人々である。しかし、特定の弁護士を知っていれば、その人となりを知る程度知っている可能性が高く、場合によっては弁護士報酬もあらかじめ分かるかもしれない。それによって弁護士利用がしやすくなることは明らかであろう。他方、特定の弁護士を知らないために法律相談センターに来る人々は、不安を抱きながらも、あらかじめ相談料金が決まっていることから、弁護士報酬への不安を取り除くことができ、また、不安があってもともかく問題を解決しなければならないために来訪するのである。<sup>(38)</sup> このように、わが国における弁護士へのアクセス・ルートは非常に狭いものになっており、法制度についての知識や弁護士報酬を支払うことのできる経済力が弁護士利用を促すようにはなっていない。<sup>(39)</sup> これは、これまでわが国において、弁護士は知人や過去の依頼者の紹介によって新しい依頼者を獲得することで十分な収入を確保できており、それ以上に依頼者を広げる必要がなかったということを示唆している。

表 6：法律相談と弁護士委任の多項ロジスティック回帰分析  
(紛争行動調査 2005 年)

問題類型		法律相談のみ		弁護士委任あり	
		P 値	オッズ比	P 値	オッズ比
問題類型	消費者問題	<b>0.044</b>	<b>0.334</b>	<b>0.000</b>	<b>0.069</b>
	不動産問題	0.447	0.632	0.073	0.367
	賃貸借問題	<b>0.330</b>	<b>0.499</b>	<b>0.040</b>	<b>0.240</b>

(38) ためらいがあったにもかかわらず法律相談に来ることにした主な理由のひとつは、他に弁護士を知らない (28.7 %) からである。他に相談機関を知らないからという理由も 17.8 % である。相談料が分かっていたからは 22.3 % である。村山・他 (2010) 441 頁。

(39) 法専門職とのコネクションがあるかどうかについてロジスティック回帰分析を行うと、年齢のほか、同一地域居住年数、居住地の人口規模、個人の年収、仕事の種類、学歴、法律勉強経験、仕事での法律関与経験、準法律家とのコネクション、裁判所職員や調停委員とのコネクションなど、一連の社会経済的変数が有意に相関する変数として現れる (村山、2009 年、40 頁、表 9)。社会構造的要因は弁護士利用と直接的に関連していても不思議ではないが、わが国ではそれだけでは弁護士利用に至らない。それは弁護士利用が日常的な選択肢のひとつになっていないからであろう。

日本人の紛争行動（村山）

	雇用上の問題	0.291	0.563	<b>0.007</b>	<b>0.218</b>
	家族親族問題	<b>0.000</b>	<b>4.673</b>	0.109	1.953
	事件事故	<b>0.001</b>	<b>0.200</b>	<b>0.000</b>	<b>0.160</b>
	近隣関係	0.061	2.193	<b>0.005</b>	<b>0.257</b>
法専門職とのコネクションなし		0.232	0.714	<b>0.000</b>	<b>0.225</b>
	紹介してもらえる	0.229	0.639	<b>0.029</b>	<b>0.471</b>
過去の弁護士利用なし		0.651	0.863	<b>0.000</b>	<b>0.092</b>
過去の裁判所利用なし		<b>0.046</b>	<b>0.503</b>	0.402	0.754
法律関連性意識	まったくない	<b>0.000</b>	<b>0.163</b>	<b>0.000</b>	<b>0.067</b>
	あまりない	<b>0.000</b>	<b>0.168</b>	<b>0.000</b>	<b>0.249</b>
	いくらかある	<b>0.000</b>	<b>0.398</b>	<b>0.000</b>	<b>0.281</b>
金銭コスト懸念	まったくない	<b>0.000</b>	<b>0.173</b>	<b>0.000</b>	<b>0.213</b>
	あまりない	<b>0.036</b>	<b>0.507</b>	0.100	0.562
	いくらかある	0.365	0.776	0.414	0.771
相手方との関係への影響の考慮	まったくない	0.878	1.059	<b>0.006</b>	<b>2.864</b>
	あまりない	0.587	0.826	0.264	1.545
	いくらかある	0.640	1.136	0.167	1.596

n=1,458, Nagelkerke R<sup>2</sup>=0.485.

問題類型のうち、公的保険・税金とその他は分析から除外。

〈参照カテゴリ〉

従属変数：法律相談も弁護士委任もなし

法律問題：金銭貸借問題

法専門職とのコネクション：知っている

過去の弁護士利用経験：あり

過去の裁判所利用経験：あり

法律関連性意識：ある

金銭コスト懸念：ある

相手方との関係への影響の考慮：ある

過去の裁判所利用経験と弁護士利用との関連も含め、弁護士利用についてさらに別の角度から検討してみよう。表6は、弁護士委任をしたか、法律相談しかなかったか、あるいはそのいずれもしなかったか、の3つのカテゴリーをもつ従属変



数についての多項ロジスティック回帰分析の結果を示している。全ケースのなかから、問題類型の「公的な保険・年金・税金」および「その他」は除外した。従属変数の参照カテゴリーは「いずれもしなかった」である。また、独立変数の参照カテゴリーは、二値変数の場合は後者であり、3つ以上のカテゴリーがある場合には最後のカテゴリーである。なにもしないに比べて、法律相談だけに行くことに有意に相関している独立変数は、問題類型、法専門職とのコネクション、過去の裁判所利用経験、および2つの状況的要因である法律関連意識と金銭コスト懸念である。金銭貸借問題に比べ、消費者問題と事件事故は法律相談と負の相関をしている。消費者問題は係争金額が小さいために法律相談への動機づけが弱いと考えられる。事件事故において法律相談に行かないのは保険会社への相談が代替しているからである。これに対して、家族親族問題はこれまでも見てきたように、法律問題と強く相関している。

状況的要因のなかでは法律関連意識と金銭コスト懸念が法律相談と正の相関をしている。相手方との関係への影響の懸念は有意ではない。法律関連意識があるほど法律相談に行くということは不思議ではないが、金銭コスト懸念があるほど法律相談に行く（金銭コスト懸念がないほど法律相談に行かない）というのは矛盾しているように思われる。これは、むしろ、法律相談に行くことと金銭コストを意識せざるを得なくなり、どれだけかかるかを懸念するようになる、ということを示していると理解すべきであろう。

きわめて興味深いのは、法専門職とのコネクションや過去の弁護士利用経験が法律相談と有意に相関していない、ということである。これは、法律相談の多くが自治体によって提供されている無料法律相談であり、弁護士会や弁護士事務所で提供される法律相談もその費用は比較的 low で固定されていることとも関連していると思われる。すなわち、金銭的費用という面でのリスクが小さいからである。そして、実際に法律相談に行ってみて、その後に問題解決のためにかかるかもしれない金銭的コストに懸念が生じているということであろう。

このことは、法専門職とのコネクションと過去の弁護士利用経験が弁護士委任とは強く相関していることに示されている。弁護士に委任をすることは正確にはわからない金額の報酬を払わなければならないことが現実化するということがあり、そのためには、コネクションを通して、あるいは過去の弁護士利用経験を

通して、委任する弁護士の人となりを知っておくことが、委任をする本人にとって大事なことになるということだと考えられる。

弁護士委任と有意に相関する変数に目を転ずると、問題類型のなかでは、消費者問題に比べ、家族親族問題を除き（有意な相関ではない）、他のすべてが弁護士委任と負の相関をしている。金銭貸借問題は他の問題類型に比べ、弁護士委任がされやすい問題類型であることが示されている。また、状況的要因のなかでは、法律関連意識と金銭的成本懸念に加えて、相手方との関係への影響を考慮することに比べ、考慮しないことが弁護士委任と正の相関をしている（2.86）。

最後に注目すべきことに、弁護士委任のロジスティック回帰分析結果と同様に、この多項ロジスティック回帰分析においても、過去の裁判所利用経験が弁護士委任と有意な相関をもっていない。しかし、法律相談とは有意な相関を示している（過去の裁判所利用経験がないと、ある場合に比べ、法律相談に行くことは半減する）。これは、過去の裁判所利用経験がいま抱えている問題についての法的諸面の検討を促す傾向があるが、それと弁護士委任とは別であることを示している。問題解決のために調停を利用するとすれば、あらかじめ法律相談を受けて問題の法的諸面を理解しておくことが必要であるかもしれないが、訴訟のために弁護士が必要ということにはならない。このように、調停がほとんどの場合、弁護士代理なしで行われていることと、裁判所の手続のなかで調停と訴訟とが並列していることが、過去の裁判所利用経験が法律相談には有意に相関しているにもかかわらず、弁護士委任には有意に相関していない理由であると考えられる。

#### 4. わが国における裁判所利用の特殊性

さらに弁護士利用と裁判所利用との関係について見ていこう。表7は、裁判所利用、弁護士利用（法律相談か弁護士委任かその双方）、そのいずれもしていない、という3つのカテゴリーを持つ従属変数について、多項ロジスティック回帰分析を行ったその結果である。問題類型は弁護士利用にも裁判所利用にも有意に相関しているが、金銭貸借に比べ、家族親族問題だけが双方に正の相関をしており、他はすべて負の相関である。法専門職とのコネクションと過去の弁護士利用経験は、

弁護士利用に対しては有意に相関しているが、裁判所利用に対しては過去の弁護士利用経験のみが有意に相関している。法専門職とのコネクションの効果は、主に特定の弁護士の人となりを知ることにあるため、弁護士に相談したり問題処理を委任したりするときには極めて重要な意味を持つが、裁判所利用とは緩やかな相関があるにとどまるものと解釈できるであろう。他方、この多項ロジスティック回帰分析においても、過去の裁判所利用経験は弁護士利用を促進しない（有意に相関していない）ことが示されている。

表 7：弁護士利用と裁判所利用の多項ロジスティック回帰分析  
（紛争行動調査 2005 年）

		弁護士利用のみ		裁判所利用あり	
		P 値	オッズ比	P 値	オッズ比
法律問題	消費者問題	<b>0.000</b>	<b>0.148</b>	<b>0.003</b>	<b>0.039</b>
	不動産問題	0.069	0.477	0.074	0.140
	貸借問題	0.116	0.464	0.281	0.388
	雇用上の問題	<b>0.002</b>	<b>0.277</b>	0.143	0.373
	家族親族問題	<b>0.013</b>	<b>2.212</b>	<b>0.000</b>	<b>6.524</b>
	事件事故	<b>0.000</b>	<b>0.170</b>	<b>0.000</b>	<b>0.134</b>
	近隣関係	<b>0.026</b>	<b>0.517</b>	0.106	0.417
法専門職とのコネクション・なし		<b>0.000</b>	<b>0.387</b>	0.051	0.499
	紹介してもらえる	<b>0.009</b>	<b>0.484</b>	0.501	0.736
過去の弁護士利用なし		<b>0.000</b>	<b>0.205</b>	<b>0.001</b>	<b>0.311</b>
過去の裁判所利用なし		0.460	0.797	<b>0.000</b>	<b>0.096</b>

$n=1,527$ , Nagelkerke  $R^2=0.387$

問題類型のうち、公的保険・税金とその他は分析から除外。

〈参照カテゴリー〉

従属変数：弁護士利用（法律相談と弁護士委任）も裁判所利用もなし

法律問題：金銭貸借問題

法専門職とのコネクション：知っている

過去の弁護士利用経験：あり

過去の裁判所利用経験：あり

このように、弁護士利用、とりわけ弁護士委任を促す要因と、裁判所利用を促す要因とが分離する傾向があるのは、裁判所手続のなかに、調停と訴訟という異質な手続が併存しているからであると考えられる。

調停と訴訟が異質な手続であることから、それらと関連する要因にも違いがあることが表8から知ることができる。表8は、「調停のみ」、「訴訟利用（調停・その他を含む）」、「訴訟なし・その他あり（調停を含む）」、および「訴訟・調停・その他いずれもなし」の4つのカテゴリをもつ従属変数についての多項ロジスティック回帰分析の結果を示している。わが国では、離婚事件には調停前置主義がとられているため、調停は他の問題についても広く用いられているとはいえ、特に家族親族問題と強く関連している。過去の裁判所利用経験も調停のみの利用と強く関連している。「訴訟利用」は調停も一部含んでいるが、それでも有意に関連する変数の種類もまた関連の強さにも、「調停のみ」との違いを見ることができる。「調停のみ」に対する「訴訟利用」の違いは、まず司法相談すなわち法律相談の関連の強さの大きな違いに見ることができる。司法相談をするかどうかは、訴訟を利用するかどうかに極めて強く関連している。また、過去の弁護士利用も訴訟利用とは有意に関連しているが、調停のみに有意に関連していない。これとは反対に、過去の裁判所利用は訴訟利用よりも調停のみとはるかに強く関連している。調停と訴訟にいわば分化した裁判所利用は、弁護士利用と裁判所利用との間にねじれた関係を生ぜしめているといえよう。

表8：申し立てた手続の種類の多項ロジスティック回帰分析結果

（紛争行動調査、2005年）

[従属変数の参照カテゴリ=4 すべてなし]

	申し立てた手続		
	1 調停のみ	2 訴訟利用	3 訴訟なし・その他有り
家族・親族類型ダミー	<b>61.19</b> **	<b>4.10</b> *	<b>8.39</b> **
大卒ダミー	0.44	<b>3.27</b> *	0.19
法学習経験	1.20	0.32	<b>6.19</b> *
法律業務経験	0.37	1.27	0.72

司法相談	<b>7.88</b> **	<b>59.15</b> **	3.09
その他相談	2.16	0.74	0.83
評判・関係尺度	<b>0.48</b> *	0.79	1.08
コスト意識尺度	0.71	<b>3.88</b> *	2.03
重大性尺度	2.52 †	1.37	0.60
明瞭性尺度	2.36	2.84	6.23 †
相手方の正しさ	0.53	0.50	1.19
過去の弁護士利用	1.16	<b>6.25</b> **	0.83
過去の裁判所利用	<b>24.75</b> **	<b>7.01</b> **	<b>12.47</b> **

n=884, Nagelkerke R<sup>2</sup>=.602

† p<.10 \* p<.05 \*\* p<.01

(注) 濱野亮・杉野勇・村山真維「裁判所への関わりとその規定要因」、松村・村山(2010年)187頁の表13から転写。表の詳細については、同前、186-187頁参照。

司法相談と訴訟との間には極めて強い相関がみられたが、弁護士への委任と訴訟との間にも強い相関があることを表9は示している。調停申立人の約52%が弁護士に委任しているのに対して、訴訟原告では約79%が弁護士に委任をしている。訴えられる側では調停と訴訟の弁護士委任の割合は差が大きく、調停被申立人の約43%と訴訟被告の約95%が弁護士に委任をしている。ここからも、弁護士委任は調停よりも訴訟とより密接な関連を持つことを知ることができる。

第9表：当事者別に見た裁判所手続の種類毎の弁護士委任の割合  
(紛争行動調査2005年)

	調停	訴訟	その他
原告・申立人	51.9%	78.9%	44.4%
被告・被申立人	43.3%	95.2%	30.8%

(注) この表は、濱野・杉野・村山(2010年)183頁、表10を元にしたものである。

## 5. 問題処理過程の制度化のあり方—規定要因の再検討

本稿では、川島武宜による日本人の法意識論および六本佳平の法観念を中心とした法文化論について特に注意を払いつつ、日本人の間の法律問題経験および問題処理行動がどのような要因によって主に規定されているかを見てきた。紛争行動調査から得られたデータによれば、そもそも行動のレベルで、すなわち、法律問題を経験している人々の割合、その問題について相手方と接触する人々の割合、および紛争の発生する割合において、日本人が米国人と比べて顕著に異なっているという事実は見られなかった。相手方との接触および紛争発生それぞれの割合は、問題類型毎の紛争のピラミッドの日米比較で見たように、問題類型の間で顕著な相違があり、同時にその相違は日米の間で極めて類似していた。すなわち、相手方と接触するかどうか、紛争に直面するかどうかは、日本人か米国人かでそれほど違いがなく、むしろどのような類型の問題に直面しているかによって大きく左右されるのである。これら一連の知見は、川島および六本が主張した日本人に特徴的な問題処理行動が実際には存在しないということを示している。

それでは、法律問題を経験したり紛争に直面する前から人々の間に共有されている一般的な態度は、問題経験や問題処理行動のあり方に影響を及ぼしているのだろうか。これについては、正確な検討をするためにはパネル調査を必要とする。紛争行動調査はクロス・セクショナルな調査であるため、一般的態度と行動との間の因果関係が双方向になっており、一般的態度が行動に及ぼす影響と、行動が一般的態度に及ぼす影響とを分離することができない。このため、本稿においては、一般的態度に関わる変数が個別に行動と有意な相関を持つかどうかだけでなく、一般的態度変数全体の行動に対する効果を示す疑似決定係数の値を見ることにした。問題経験に関連する要因を見るために、状況的要因を除くすべての変数を投入したロジスティック回帰分析を行ったが、疑似 $R^2$ の値は0.1にも及ばず、問題経験をほとんど説明できないことが明らかであった。また一般的態度変数全体を除いた回帰分析の $R^2$ は全変数を用いた回帰分析の $R^2$ と0.014の違いしかなく、一般的態度が問題経験に意味のある影響を与えているとは到底言えない。

相手方と接触したかどうかについてのロジスティック回帰分析においては、状況変数も含めた分析を行った。状況変数も一般的態度変数と同様に、行動との因

果の方向は双方である可能性があり、行動に対して独立変数か従属変数かを特定できない。このため、その効果については、個々の変数の相関を見るだけでなく、疑似決定係数の値を見ることにした。一般的態度変数のいくつかと状況変数のいくつかが相手方との接触と有意に相関していたが、疑似  $R^2$  の値は状況変数グループが一般的態度変数グループよりも大きく、一般的態度は相手方との接触に有意に相関はしているものの、その影響は小さいことが強く示唆された。

一般的態度変数の効果は、第三者機関への相談、法律相談へと、行動が法システムに近いものとなるとさらに減少し、有意に相関する一般的態度変数は皆無となった。

これに対して、一貫して行動に強い相関をしていたのが、問題類型である。紛争のピラミッドの形が問題類型によって大きく異なることに示唆されているように、問題類型によって基本的な問題処理行動のパターンが異なるからである。また、問題類型と並んで主な独立変数として出現してくるのが、過去の弁護士利用経験である。過去の弁護士利用経験は、第三者相談機関への相談、法律相談、弁護士委任のいずれにおいても、問題類型と並び主な独立変数として現れている。

同時に、弁護士委任においては、法専門職とのコネクションが有意な相関をもつ変数として現れる。これは弁護士委任が潜在的依頼者にとっては敷居の高いものであり、不安や懸念を軽減するために弁護士についての人的情報が重要な意味をもつことを示している。

しかし、同時に、過去の裁判所利用経験が弁護士委任を促進しないことも注目し値する。これは裁判所の手続に調停と訴訟があり、調停においては訴訟ほどには弁護士代理が行われていないからである。このため、過去の裁判所利用経験は、訴訟よりも調停にはるかに強く相関している。

過去の弁護士利用経験と過去の裁判所利用経験はいずれも訴訟の提起と有意に相関しているが、訴訟提起に圧倒的な強さで相関しているのは法律相談であった。

以上のように見てくると、わが国において訴訟が少ないのは、国民の間にみられる一般的な態度が原因なのではなく、そもそも国民が個人として利用する裁判所手続として訴訟と調停が並立しており、訴訟に比べ調停はるかに安価な手続として、あるいは離婚調停のように訴訟よりも前に使わざるをえない手続として制度化されていること、そして、訴訟のときに代理人として必要な弁護士の委任は、問題

処理のためにどうしても必要か、あるいは特定の弁護士を知っていることからその弁護士に委任するという、極めて細いアクセス・ルートを通して行われていること、に起因しているように思われるのである。

同時に、問題類型が問題処理過程の全ての段階で有意な変数であることは、問題類型のもつ何らかの特徴によってその処理過程が構造的に異なっていることを示唆している。ひとつは係争額の大きさである。消費者問題は係争額が小さい傾向があるため、他の問題類型に比べ問題処理へのインセンティブが小さいといえよう。しかし、消費者問題でも係争額が大きいと訴訟まで行くこともある。雇用上の問題は、同じく問題処理へのインセンティブが小さいが、それは問題経験者が問題を処理しようとすることによって自らの雇用上の地位を損なうリスクを持っているからに他ならない。相手方は自分よりも力のある組織であるからである。反対に、事件事故の問題は、相手方が通常は見知らぬ他人であるために、問題処理へのインセンティブは存在する。家族問題の相手方は密接な関係を持ついわば身内であるが、離婚に典型的に示されているように、現状を変えなければ問題処理ができないためにそのインセンティブは高いといえる。

他方、問題類型に応じて、問題処理に対応する仕組みにも違いがみられる。最も顕著なものは、事件事故における保険会社の大きな役割である。また、離婚問題における家事調停もこの問題類型に特徴的な仕組みである。また消費者問題や雇用上の問題については、消費生活センターや労働相談センターが無料相談に応じており、交通事故や不動産問題などその他の類型の問題についても、自治体が無料相談を提供している。しかし、これらの行政機関の行う相談は、紛争の法的解決という観点から見て問題がないわけではない。第一に、これらの多様な行政相談機関は、いったん相談を受けると、同じ行政機関の内部で問題を処理しようとする傾向があり、法律相談や弁護士委任へとつながることは少ない。(40) 第二に、行政機関は納

---

(40) 紛争行動調査によれば、1 番目の相談機関が非司法型相談機関の場合、2 番目の相談機関として司法型の相談機関が選ばれる可能性は小さい。ここで「司法型相談機関」とは弁護士等が相談を行う相談機関と裁判所の窓口を意味し、「非司法型相談機関」とは、行政機関と民間の相談機関を意味する。最初に司法型相談機関に行った人の 24 %が 2 番目の相談機関としても司法型を選んでおり、非司法型を選んだ人も 15 %いる。しかし、一番目に非司法型を選んだ人のわずか 5 %しか、2 番目の相談機関として司法型を選んではおらず、21 %がふたたび非司法型を選んでいる。



税者全体のために存在するために、民事紛争を相談に行く当事者の利益のために対応するとは限らない。また、第三に、そしてこれがおそらくは最も根本的な問題点であるが、行政による介入は、何よりも紛争の処理を目的にしており、法的な処理を目的としているわけではない。<sup>(41)</sup> 行政機関はそれ固有の利害を有するため、中立の相談機関とみなされるべきではないのである。

相談機関は行政機関だけでなく、民間の相談機関としても存在している。交通事故を対象とした交通事故相談センターは最も良く知られているものである。またいわゆる各種 PL センターも民間相談機関である。これらに共通する特徴は、問題の直接あるいは事実上の当事者になる業界団体が設置しているということである。交通事故紛争処理センターは保険会社の資金提供によって創設された。また、PL センターは、わが国における製造物責任法の立法に伴い、当時の通産省が業界団体に呼び掛けて創設されたものである。このように見れば、事件事故の問題を抱えた人々の多くが相談する保険会社・代理店はこうした民間機関への相談のひとつと見ることできる。

こうしたわが国の相談機関のあり方は、たとえば英国と比較すると極めて特徴的である。英国では全国に市民助言センター (**Citizen's Advice Bureau**、通称 **CAB**) が存在している。これは民間のボランティアによって運営されている市民のための相談機関である。<sup>(42)</sup> 英国での調査によれば、この市民助言センターは多くの類型の問題について主な相談機関として広く利用されている。<sup>(43)</sup> また、雇用上の問題について最も相談されているのは労働組合である。<sup>(44)</sup> このように、英国では、行政機関からも業界団体からも自立した独立の相談機関、あるいは問題当事者のための党派的な助言を提供する相談機関が、主な相談機関として利用されているのである。

以上のような状況を俯瞰してみれば、わが国において訴訟が少ないのは、裁判所

(41) この点については、参照、村山真維・濱野亮『法社会学』第2版、2013年、181-182頁、188-189頁。

(42) 参照、濱野亮「イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設—法律相談システム統合化の側面を中心に— (一)」立教法学 58号 (2001) 27-29頁。

(43) 最初に相談した第三者機関のなかで **CAB** は主要な位置を占めている。たとえば、消費者問題で相談した人の 30%、金銭問題で 31%、賃貸借問題で 32% が **CAB** に相談している。これらの問題では **CAB** が最初に相談した機関のなかで第1位である。Hazel Genn, *Paths to Justice: what people do and think about going to law* (1999) 107, 124, 131.

(44) 最初に相談した人の 27% が労働組合に相談している。**CAB** に相談した人の割合は 23% である。Hazel Genn (1999) 111.

においても調停が多用されているだけでなく、弁護士が少なく、法律相談が身近なものになっていないこと、その反面、行政機関や業界団体の設置した相談が主に用いられており、<sup>(45)</sup>それが弁護士や裁判所による問題の法的処理に結び付いていないことに起因していると考えられる。<sup>(46)</sup>川島の日本人の法意識に基づく主張に対しては、すでに見たようにヘイリーが訴訟制度のあり方に問題があるとの批判を行っているが、このように見てくると、問題は訴訟制度だけの問題ではなく、はるかに広い制度的問題であることが明らかであろう。

## おわりに

わが国で訴訟が少ないのは、明治維新以降に西欧法を継受し、統治機構を整備していくなかで、行政優位の権威主義的な統治の仕組が作られ、法は何よりも統治の道具・技術として見られたために、司法部は権威主義的な統治機構の一部として発展してきたことが根本的な原因であると考えられる。戦後改革は戦前の権威主義的な統治の仕組を変えたと考えられがちであるが、再検討の余地があるように思われる。その典型的な例が家庭裁判所である。家庭裁判所は、戦後、米国のファミリー・コートモデルとして創設されたということがしばしば言われる。しかし、これは、実際には、戦前に構想された、家庭から法を徹底的に排除し、家事紛争の

---

(45) 紛争行動調査によれば、問題経験者が最初に相談した相手は、行政機関と民間機関を合わせた非司法型相談が58%、家族友人職場関係者が31%、司法型相談が11%であった。英国では、最初に弁護士（Solicitor）に相談した人の割合は、事故において32%、消費者問題では21%、離婚問題（同棲者の別居も含む）では61%と、はるかに多い。

(46) 川島の日本人の法意識に基づく主張に対する批判には、わが国の相談機関や裁判外紛争機関が訴訟にしろとも満足いく問題処理をしているから訴訟が少ないのだ、というラムザイヤーの主張もある。参照、マーク・ラムザイヤー『法と経済学—日本法の経済分析』（1990）。これは交通事故の分野における問題処理状況について論じたものであるが、事件事故の問題は、他の類型の問題に比べ、決着率が極めて高く、決着した問題当事者の間では満足度が高い問題類型であり、交通事故における問題処理状況をすべての法律問題の処理へと一般化することはできない。また、ラムザイヤーの研究が行われた後、保険会社による賠償項目の見落としによる不払い問題が表面化した。保険会社が賠償請求者に対して賠償該当項目の一部についてしか支払をしないという問題は、それ以前から、交通事故相談では指摘されていたことである。ここではこれ以上議論することはできないが、問題当事者がインパーソナルな情報を、あるいはその人の利益のための情報を、入手する仕組みがあまり存在していないことが根底にある問題であると思われる。

前裁き手続として調停をおき、それでも処理できないときには家事審判官が行政処分としての審判を行うという家事審判所モデルを、ある意味で完成させたものだと言えるのである。<sup>(47)</sup> また、わが国の法専門職は、戦前には在朝・在野に分裂し、弁護士は当時の権威主義的な仕組のなかで専制的な国家権力に対抗する勢力であったという面が強調されがちであるが、法の理念を社会のなかに広く展開するための役割を十分に果たしてきたかという観点からみれば、社会的エリートとしての地位を確立・維持するという強い職業的志向に基づき小さな司法と適合する職業集団を形成してきたという点で、明治時代からの連続性が強くみられるのである。<sup>(48)</sup>

こうした一連の制度構築のプロセスは、単なる「文化」の反映ではないことは明らかである。戦前の家族制度を例にとっても、わが国の「文化」は多様であり、たとえば、様々な相続の形態が存在したことが知られている。多様な文化のなかのどれかを選び出し立法化するのは、政治である。それゆえ、今日存在する制度は、一連の政治的選択の結果として構築されてきたものと見なければならぬ。だとすれば、司法制度改革審議会が提言した制度の改革は変化しないものを変化させようとするものではないといえよう。しかし、同時に、法の支配を日本社会の隅々まで貫徹するためには、戦後改革を超えて100年以上存続してきたこれまでの制度を、それを支えてきた構造から変えていかなければならない。司法改革の目標は、明治時代から戦後にかけて形成されたきた政治的・経済的・社会的利害構造の改革なくしては実現できないものであり、司法改革の成否は、それを実現していく政治的条件が現実存在しているかどうかによって左右されることになるであろう。

#### 参考文献

#### 邦語文献

川島武宜「遵法精神の精神的および社会的構造 (一)・(二) (未完)」法学協会雑誌、64 卷 7 号 (1946) 1-24 頁、同卷 9・10 号 (1946) 1-29 頁

川島武宜「義理」思想、327 号 (1951) 21-28 頁

(47) この点については、参照、Murayama, Masayuki, 2010 “The Origins and Development of Family Conciliation in Japan: A Political Aspect,” *Journal of Social Welfare & Family Law*, Vol.32, No.2, pp.143-153.

(48) 明治時代における代言人の地位志向については、最近の研究が徐々に明らかになっている。参照、橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』(2005)。

川島「『恩』の意識の実態」中央公論 66 卷 3 号（1951）119–129 頁

川島武宜『近代社会と法』（1959）

川島武宜『日本人の法意識』（1967）

司法制度改革審議会「司法改革審議会意見書—21 世紀の日本を支える司法制度—」、  
2001 年 6 月 12 日

日本弁護士連合会『弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書 2000 年』自  
由と正義、53 卷 13 号（2002）

日本弁護士連合会『弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書 2010 年』自  
由と正義、62 卷 6 号（2011）

橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』（2005）

濱野亮「イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設—法律相  
談システム統合化の側面を中心に—（一）」立教法学 58 号（2001）21–82 頁

松村良之・村山眞維（編）『法意識と紛争行動』現代日本の紛争処理と民事司法 1  
（2010）

村山眞維・松村良之（編）『紛争行動調査基本集計書』有斐閣学術センター（2006）

村山眞維「問題経験と問題処理行動の国際比較—日米英のデータから—」小島武司  
先生古稀祝賀『民事司法の法理と政策』下巻（2008）1119–1149 頁

村山眞維「わが国における弁護士利用パターンの特徴—法化社会における紛争処理  
と民事司法：国際比較を交えて—」法社会学 70 号（2009）23–46 頁

村山眞維、守屋明、石田京子、前田智彦、二木恒夫、小野理恵『わが国における法  
律相談利用の実態』法律論叢 83 卷 1 号（2010）411–458 頁

村山眞維・濱野亮『法社会学』第 2 版（2013）

ラムザイヤー、マーク、『法と経済学—日本法の経済分析』（1990）

六本佳平『法社会学』（1986）

六本佳平『日本の法と社会』（2004）

#### 英語文献

‘Conciliation’, David S. Clark ed., *Encyclopedia of law & society: American  
and global perspectives* (2007)

Friedman, Lawrence M., *The Legal System: A Social Science Perspective*

(1975)

Genn, Hazel, *Paths to Justice: what people do and think about going to law*

(1999)

Hensler, Deborah R., et al., *Compensation for Accidental Injuries in the United States* (1991)

Haley, John O., “The Myth of the Reluctant Litigant”, *Journal of Japanese Studies*, Vol.4, No.2 (1979), pp.359–390 (加藤新太郎訳「裁判嫌いの神話 (上・下)」判例時報 902 号 (1978) 14–22 頁、907 号 (1979) 13–20 頁)

Kawashima, Takeyoshi, “Dispute Resolution in Contemporary Japan”, Arthur von Mehren ed., *Law in Japan: the legal order in a changing society* (1963), pp.41–72

*Law & Society Review*, Vol.15 (1980–81), p.485 以下

Murayama, Masayuki, 2010 “The Origins and Development of Family Conciliation in Japan: A Political Aspect,” *Journal of Social Welfare & Family Law*, Vol.32, No.2, pp.143–153

Pleasence, Pascoe, *Causes of Action: Civil Law and Social Justice*, 2<sup>nd</sup> ed. (2006)

(明治大学法学部教授)